

保護者 様

利根沼田学校組合立利根商業高等学校

学校で予防すべき伝染病と出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法により、出席停止の措置をとることができます。感染予防のため、校長の指示で出席停止となった場合は欠席扱いにはなりません。

下記の感染症と診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「学校感染症における療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

*主な感染症による出席停止期間は概ね以下のとおりです。

主な学校感染症の種類	出席停止期間の基準
インフルエンザ (別途書式あり)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん (三日はしか)	発しんが消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主に症状がとれてから2日を経過するまで
結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
流行性角結膜炎 (はやり目)	

◎症状により主治医の指示がある場合は、出席停止期間についてこの限りではありません。

----- キ リ ト リ セ ン -----

学校感染症における療養報告書

保護者が記入

利根沼田学校組合立利根商業高等学校長 様

年 組 番氏名

1 診断日：令和 年 月 日 『 _____ 』 ※診断名を記入

2 診断を受けた医療機関： _____

3 登校再開日：令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名

印

担任が記入し、教務主任へ提出して下さい。 出席停止期間の授業日数	担 任	教務主任	養護教諭
	<input type="text"/>		